

福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、「業種別ガイドライン」や「新しい生活様式」に対応するための取組みを行う、売上が一定程度(20%以上50%未満)減少している事業者に対し、交付金を交付します。

対象事業者

県内の中小企業、事業協同組合等、小規模事業者、フリーランスを含む
個人事業者等

交付要件

次の「ア」に該当し、「イ」から「エ」の要件を全て満たすこと。

- ア 2020年(令和2年)4月期または5月期の売上が対前年同月比20%以上50%未満減少していること。
- イ 国、関係団体等が示した「業種別ガイドライン」や「新しい生活様式」への対応など感染防止策に取り組んでいること。
- ウ 「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」または「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」のいずれの交付も受けておらず、かつ申請の要件(※1、2)に該当していないこと。
- エ 2019年(令和元年)12月31日までに開業している、または2020年(令和2年)3月までに開業し2020年(令和2年)1月から3月の間に事業により事業収入(売上)を得ていること。
また、今後も事業を継続する意思があること。

※1 「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」福島県ホームページ

参照URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin.html>

※2 「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」福島県ホームページ

参照URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyuufukin.html>

交付金

10万円(定額) ※1事業者1回に限りの交付です。

申請期間

令和2年9月14日(月)から令和2年11月30日(月)まで

申請書類

福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金申請書

添付書類 提出書類チェックリスト(別表)

事業活動がわかる書面

(パンフレット、チラシ、営業許可書、履歴事項全部証明書等)

2020年(令和2年)及び2019年(令和元年)4月期または

5月期の売上高を証明する書類(確定申告書の写し、売上台帳等)

交付金の振込先の通帳の写し(振込先の口座は、申請者本人の口座に限ります。)

<個人事業者のみ>

運転免許証、住民票、パスポートまたは保険証の写し(申請時に有効なもの)

申請方法

電子申請または郵送にて受付 ※持参による申請書類の受付は行いません。

- 電子申請の場合 福島県中小企業団体中央会のホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金」のページから、電子申請フォームにアクセスの上、申請してください。
(URL)<http://www.chuokai-fukushima.or.jp/corona/index.html>
- 郵送の場合 下記の宛先まで郵送により申請してください。
〒960-8043 福島市 中町1-19 福島中町郵便局留
福島県コロナ対策交付金事務局宛
※令和2年11月30日(月)の消印有効
※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。
- その他 申請書類は、福島県中小企業団体中央会ホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金」ページからダウンロードしていただくか、各地方振興局または市町村窓口でも入手可能です。

問い合わせ先

福島県中小企業団体中央会 福島県コロナ対策交付金コールセンター

電話:024-563-1373 受付時間:毎日9時30分から17時30分まで